

笛（横笛、尺八、竹貝）

——大分県の竹史（一）——

安部 巖

1 概観

常陸風土記^①に「天之島琴、天之島笛、随波逐潮、鳥杵唱曲、七日七夜遊楽舞」とあり、更に継体記春日皇女の歌に「流れ来る竹の、いくみ竹節竹本方をば琴に造り、未方をば笛に造り吹きならす三諸が上に昇に立ち云々」と託され更に同書毛野臣の妻の歌に「平方ゆ笛吹きさのぼる近江野や云々」と記されているのは古くから竹笛が使用されていた事を示すものであるが、其の後笛は儀式祭祀には、必要欠く事のできないものとなり、笛生や笛工（フエフキ）笛師等の諸職が生まれ世襲によってその職を後世に伝えた。

天武紀十四年九月戊午の条に

”凡諸歌男、諸歌女、笛吹者即伝巳子孫令習歌笛”

と記されているのはそれを証するものであるが、當代は、和笛の技能が重用されたものの如く（国史大辞典）模笛師になるためには和笛を解しなければ任用されることがなかった、この事は奈良時代以前既に多くの和笛、唐笛が混用されていた事を示すものであるが、国史大辞典によれば、神楽笛（大笛、本笛、長笛、和笛）・横笛（籠笛、羌笛）・狛笛（高麗笛）・歌笛、尺八、笙、明笛、鳥笛、鹿笛等が使用されていたらしいが既に鳩笛（土製）等も生まれていたであろう、而して竹笛はどのような状態であつたのだろうか、それは、重松義則氏が竹No.6竹の考古学で詳細に述べておられる通り僧侶、貴族の間で愛用され

ていたものであろう。

斯くして貴族僧侶の間で盛行した笛は平安時代となると益々その重要性をまし、儀式祭祀のみでなく遊芸、宴席の用具としても重要度をまし笛師は高位を食む事ができ、次第に笛師になろうとするものも増加してきた。

続日本後紀卷三承和元年正月二十日の条に「辛未主上内宴於仁壽殿、因教坊奏態、中貴陪觀、殊喚五位已上詞客兩三人并内史等、同賦早春花月之題」、是夕、勅授因正六位上大戸首清上外從五位下、清上能吹横笛、故鐘思掇」、とあり更に類蒙国史卷七十七に

”清和天皇貞観七年十月廿六日甲戌、雅楽権大允外從五位下和爾部宿弥大麻呂卒云々、大田麻呂、吹笛出身、備於伶官始師事雅楽権少屈外從五位下良枝宿弥清上、受学吹笛、清上特善吹笛、音律調寿皆窮其妙、見大田麻呂有氣骨可口習、因加意而教之”、

等と見えている事からも察せられ、貴族の間はかなり広く一般化していたものようである。

抛て、その頃の竹材に就ては重松義則氏が、”：：(首峯)：：下つて平安朝後期の藤原明衡新猿楽記によれば、当時中国宗との間に貿易が盛大で：：(中峯)：：相当量の甘竹、竹が輸入されたが、この竹は概ね大宮人、貴族用の笛笙の材料に供されたといわれる”と記された通り輸入竹材は貴重な資財とされ、それによつて造られた笛は一般には流布しなかつたであろう。一方庶民の間で笛はどのような発展過程を遂げたのであろうか、史料を欠き推察の域を出ないか當時狩猟は庶民の重要な生業であり祭祀は欠く事のできない生活行事であつたから当然庶民の生活の知恵として草笛、土笛、木笛、竹笛等が作り出されていたことであろう、之等に就ては今後に期し度い。

以上述べたような経過をたどつて各種の笛が楽器として、祭祀用具として、生産用具として使用されるようになったが次に広く使用された横笛と尺八及び農民の間で使用された竹貝について述べて見度い。

2 横笛

中国に発祥したと言われている横笛は、唐楽に用いられた笛の一種であり籠笛、羌笛とも稱され篠竹を材料としてつくり皮をはがず、枝を去らずそのまま製造したものもあつたらしくその大きさは、長さ一尺三寸二分五厘首の端から一寸六分の所に節があり、首の周囲は二寸九分弱あつたと言う。

国史大辞典（吉川弘文館）に

“黄帝の時作り始めしとも、漢代の時作りはじめともいふ、祥かならず、而して我国へ伝来したる事も何時代なりや明らかならず、推古天皇の御宇伎楽渡来せしが伎楽に笛あるを見れば既に當時伝わりたるもの如し。”

と記し、明確に渡来の時期を示してはいないが其後西紀六〇〇年から八〇〇年にかけて次第に渡来したものと察せられる。その間の事情は、大同四年（八〇九）雅楽寮の雅楽師の条に“横笛師二人あり”と記されている事によつても既にその頃は横笛師が職制の中に位置づけられていた事を知る事ができよう。

斯くして横笛は日本で盛に使用されることになったが、承和以後になると、伝来笛に便るだけでなく日本に於ても横笛の製造がなされると共に奏法も熟練され、流派の発生を見るに至り、狛笛が生まれ、大神流、清原流等が発生した。

3 尺八

羅山文集（割註）卷十九（元和九年作）^③に

“唐太宗貞観年中、有起居郎呂才者。善知音律、依破陣楽舞^一。教楽工百二十人。^二被執甲執戟而習之、以寓偏伍魚鼈之兵法。又造尺八、八十二枚而獻之……（下略）……”

と記し、唐の太宗貞観年中（舒明天皇代）即ち西暦六〇〇年代に尺八が造られていた事が記されているが、岡藩御覽帳細註では^④

“夫尺八は唐土にてハ玄宗皇帝（奈良時代—西曆七〇〇年代）の吹初メ”となつており西曆七〇〇年代となつてゐることから察すれば中国では唐代既に尺八は完成してゐたと考へるのが覺当であらう。

では、この尺八はどのような経路をたどり日本に流入し、広まつたのであらうか。

慶長十年（一六〇五）正月の豊後国岡藩御帳細注附録五所収虚無僧一件之事の条に

“夫虚無僧といふ文字ハうそなき僧とかく故に随分如法に相勤むへし、宗門をはやしむへからず、夫尺八ハ唐土にてハ玄宗皇帝の吹初メ三國に伝る、天竺にてハ無偏身菩薩七節の竹を吹給ふ、是即過去七佛を表する也、又唐土にて普化和尚五節の竹を吹給ふ、是即五時五行を表する也、老尺八寸口切座禪云板に甲ふ、此故に尺八とは号す（故力）回也……（後略）……

と記し、尺八が虚無僧の専有物であり、さきに記した如く吹始めは、唐土の玄宗皇帝であり天竺に於ては無偏身菩薩が七節の竹を吹き、更に唐土では普化和尚が五節の竹を吹いた事及び尺八と稱する名 起源は、その長さが老尺八寸であつたから尺八と稱へるようになったと記し尺八の起原に就て記しているが、国史大辞典には尺八の日本伝来以後の状況を

“尺八は体源抄に知足院関白の説を載せて尺八に二種あり、長きものは大笛に似たり、短なるものは音篋葉に似たり近代楽府廃して用ひず、保元三年正月廿三日、左近曹源助雅の子旨を奏じ、古諸に依りて尺八を吹けりと見えたれば、當時同じくもてあそばれしこと明かなり……（後略）……”

と記し、又

安藤為章編「羊山記聞」には、

“尺八：源氏末摘花に、例の御あそびならず大ひちりき、きくはちの笛などのおほこえをふきあげつつ、云々、統世継第三内宴の巻に、後白川天皇の保元三年正月廿二日、内宴をおこなはる所に尺八といひて吹たえたる笛、このたびはじめてふき出したりとみえたり。今接、尺八の笛ふるきものなり保元の中興とみえたり……此ころ我国にては、こも僧といふものを吹て活計のなかだちとして、上つかたの人はいやしきものやうにおぼしめされたり、或人のいわく、こも僧の尺八

は洞簫とは形もかはれりとぞ。

と記されている。之等から察すれば、尺八は、天竺、中国に発生し、日本に伝来してからは横笛と同じく、貴族や僧侶を通じて雅楽または祭祀に使用されたが一時中絶し、保元頃より再び吹奏され始め次第に虚無僧の間にも使用されるようになったが広く一般庶民に使用されるようなことはなかったと解すべきであろう。

然し、更に時代が下り、武士が勢権をとるようになるに虚無僧は勿論武士等も盛に使用するところとなり、尺八吹奏は次第に権力階級の中で一般化する傾向をたどり室町時代末になると尺八の吹奏は更に広まり、一般庶民の間でも或程度使用されたようである。

然し如何なる事情によるのであろうか。江戸時代に入ると一般庶民の尺八吹奏は堅く蔽禁された。勿論江戸時代階級社会の立と共に為政者か、庶民の尺八吹奏は無用であると考えたからであろう。

豊後国岡藩御覽帳に

”虚無僧之外尺八吹者有之ハ急度指留可申、 楽吹仕度望之者ハ自本寺出免吹セ可申、勿論武士之外下賤之者一切尺八吹セ申間敷於虚無僧不可免事“

と記されている程である。然し虚無僧といえども自由に天八を使用する事ができたわけではない。

同書に

”虚無僧之儀八托鉢修業之節尺八の定寸を離れ、長短或ハ尺八に事寄色々竹吹間敷 “ とあるように尺八寸以外のものは禁止されていた。

かくの如く尺八使用は虚無僧に限られ、更に大きさまで制限が加えられていたが虚無僧以外で僅かに許されていたのは楽吹の望ある者だけであり、それも傾城屋、湯屋、渡し守、石切、髪結等はかたく禁じられ江戸時代末になるとそれを吹奏する者は稀となった。

その事は岡藩御覽帳細註に

”一、虚無僧之外尺八吹間敷、併シ楽吹之望有之者ニハ宗門ヨリ許ヲ出シ吹ス可シ

但シ傾城屋、湯屋、渡之守、石切、髮結、其外賤シキ者ニハ本則不可許……(中略)……

一、虚無僧道具拾五品、掛絡、天蓋、尺八此三品を表道具と名付、

と記されている。

以上江戸時代以前の尺八に就て記したが、明治、大正、昭和となるにしたがつてその制約は解かれ一般に使用されるようになったが、洋楽の発達と共にその吹奏者は減少し今日に至った。

が

・尺八信仰

尺八信仰と言う言葉はだ当ではないが、尺八は、宗教的な面で広く利用されたために、初期に於て貴族や僧侶の間で使用され、後虚無僧のみが使用するようになったと考えられている。岡藩御覽帳に尺八の宗教的な意味が記されているので左にその要約を記してみると、

・管尺式寸のもの……十二の因縁をあらわす。

・尺八……尺八には中道の理がある。象生の悪を止め邪念を拂ふ竹の因圓普普く円満法界邪正一如である。

・上下……金胎两部(金剛界、胎藏界)をあらわす。

・三節……三界唯一心にして一心の菩薩ハ則空である。

・五穴……五体を主る故、ほぼ五音五調子の音声は則五和の如来である。

・吹息……根元出生の金風である。

・調べ……現世安楽と吹理

路傍にて吹く……六道を含むて草木国土森羅万象皆共に成佛を吹道理である。

・智識にむかひて吹く……上求菩薩下化衆生と吹道理である。故に聴聞する平人には皆三業一煩惱を除き、自他平等利益と吹道理也。

と書かれているが当初よりこのように考えられていたのか、後にこのような意義づけをしたものか判然としないが、江戸時代の人達の思想の一端を知る事ができる。

以上尺八について、その歴史と信仰の一端を記したが、何れにせよ尺八は、日本に於て古来より使用された楽器であり、この妙音は、一五〇〇年の長い年月を通じて人々の耳に流れ行き、流れ去り、山々にこだまして今日に至ったものであり、その保存と発展を祈ってやまない。

4 竹貝

江戸時代から明治にかけて合凶には竹貝が使用された。すぐれた楽器を使用する事のできなかつた農民達は、大きな竹をきり一方に節を残し、節より一寸のところを経四分の穴をあけ、そこから息をふきこんで笛とし大鼓等と共に併せ使用した事が大分県史要に見えているが、この竹貝は、幕末から明治初期にかけ大分県地方の百姓一揆等で盛に使用された。

大分県史要には竹貝について“文化八年十一月十八日岡藩に起つた農民一揆広く藩内に広がったがその餘波は十二月二日より大銅地方にも及び井田筋十八組、十五歳以上六十歳まで凡六千人許りは山刀、竹槍、鎌斧、鉄砲、大槌等を持ち竹貝を吹立し、鐘太鼓をならし、山々に放火して進んだ”と記されている。

又明治三年（一八七〇）別府地方に波及した大分郡の百姓一揆の場合も竹貝を吹き押し進んでいるのでその記録を記し参考とする。

”乍恐奉差上御届書

去ル十五日夜大分郡庄内組百姓共一揆相企竹槍、鉄砲取持竹貝吹立油布院筋相集メ東畑村江押出候時分當村枝郷江も何物とも不知只今不立出者者家打崩焼拂可申高声ニ廻リ候ニ付不□止小前共罷出願之筋者如何之儀哉存不申候得共少参事椽御墨付外村一同被下置其俣村方江引取申下、右一揆徒党ニ付御届奉申上候、以上

午十二月 速見郡別府村枝郷

組頭 大野 八左衛門

同 大野 六左衛門

同 新 左 衛 門

別府御役所

前書之通御届書奉差上候ニ付奥書印形候

右村庄屋

以上

高倉 定三 (在判)

註① 吉川弘文館国史辭典

② 重松義則氏「竹の考古学」一九六八「竹」所収

③ 日本隨筆大成所収

④ 大分県史料、昭和三八、三、三十、岡藩御覽帳細註

⑤ 安藤為章編「年山記聞」……日本隨筆大成所収

⑥ 大田南畝秀言 文化十四十五

⑦ 大分県教育会編、「大分県史要」昭和一六、五、二五

⑧ 別府市枝郷区字棚林 安部辰雄文書

以上竹笛についてその概畧を記したが、不じゆうぶんな研究であり意に満たない点が多い。その完成は今後に期したい。竹史に関する何分の教示を乞い事を擱く。

(別府市立石垣小学校教諭)